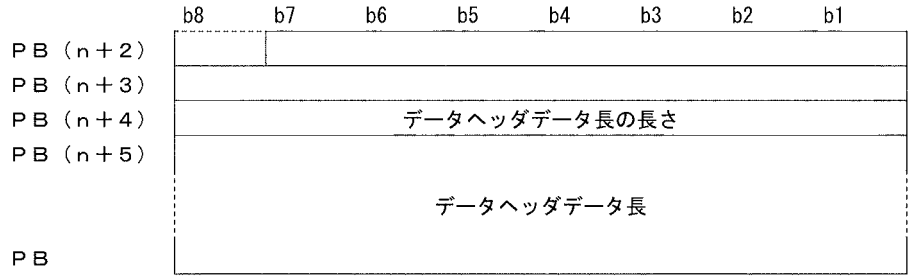
2　データユニットデータ長が32,767バイト以上のとき



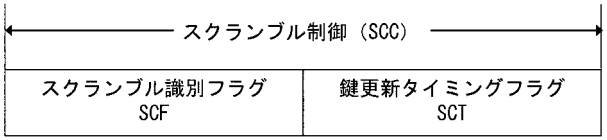
注１　ｎは、データユニットパラメータのバイト数とする。

２　ＰＢ（ｎ＋２）のｂ７～ｂ１は、“1111111”とし、ＰＢ（ｎ＋３）は、“11111111”とする。

３　データユニットデータ長の長さは、２進数で表したものとする。

４　データユニットデータ長は、ＰＢ（ｎ＋５）を最上位バイトとする２進数により、データヘッダのバイト数を示すものとする。

別表第七号　スクランブル制御の構成

項目	内容
１　スクランブル制御の構成	スクランブル制御（ＳＣＣ）は、スクランブル識別フラグ（ＳＣＦ）及び鍵更新タイミングフラグ（ＳＣＴ）から成る。 
２　スクランブル識別フラグ及び鍵更新タイミングフラグの構成	⑴　スクランブル識別フラグ（ＳＣＦ） スクランブル識別フラグは、スクランブルを行ったパケットデータの送出時には“１”とし、スクランブルを行わないパケットデータの送出時には“０”とする。 ⑵　鍵更新タイミングフラグ（ＳＣＴ） 鍵更新タイミングフラグは、スクランブルに使用する鍵を当該パケットで新たに更新する時に“１”とし、前パケットと同じ鍵を使用する時は“０”とする。

注１　スクランブルに関する関連情報を伝送制御データに従い論理チャネルを用いて伝送する場合は、次のいずれか、又は併用することができる。

⑴　伝送制御データにおいて、ＭＩを「１」として指定する論理チャネル。

⑵　伝送制御データにおいて、ＳＶを「１」、ＰＲを「65280」、ＭＩを「１」として指定する論理チャネル。

２　関連情報は、多重副搬送波を使用する伝送方式の場合は、別表第一号第３項の表に示す論理チャネル（ＬＣＩ１とＬＣＩ２の組合せ）以外の任意の論理チャネルで伝送し、垂直帰線消去期間を使用する伝送方式の場合は、別図第二号注３の表の１から30までのうちの任意の論理チャネルで伝送し、音声信号副搬送波を使用する伝送方式の場合は、別図第三号注２の表の１から30までのうちの任意の論理チャネルで伝送する。

○総務省告示第七十号

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）第十二条第二項、第十五条第二項及び第十九条第二項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第三百十三号（有線テレビジョン放送等における搬送波のレベルと雑音のレベルとの差の算出方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十日　　総務大臣　新藤　義孝

第一項中「（有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第95号）第二十二条第二項については、映像信号搬送波のレベルとする。以下同じ。）」を削り、「標準テレビジョン放送方式　：4.0×10⁶［Hz］
標準衛星テレビジョン放送方式：27×10⁶［Hz］　を「標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝送デジタル放送方式：28.86×10⁶［Hz］　」に改め、「標準衛星テレビジョン放送方式、」を削り、「アナログ搬送波が10チャンネルを超える有線放送設備の場合：1.58×10⁻⁴以上［W］
全ての搬送波がデジタル搬送波である有線放送設備の場合：6.3×10⁻⁵以上［W］　を「全ての搬送波がデジタル搬送波である有線放送設備の場合：6.3×10⁻⁵以上［W］　」に改める。

第二項中「標準テレビジョン放送方式　：4.0×10⁶［Hz］
デジタル有線テレビジョン放送方式：5.3×10⁶［Hz］」を「デジタル有線テレビジョン放送方式：5.3×10⁶［Hz］」に、「アナログ搬送波が10チャンネルを超える有線放送設備の場合：6.3×10⁻⁵以上［W］
全ての搬送波がデジタル搬送波である有線放送設備の場合　：3.16×10⁻⁵以上［W］
アナログ搬送波が10チャンネル以下の有線放送設備の場合　：3.16×10⁻⁵以上［W］」を「全ての搬送波がデジタル搬送波である有線放送設備の場合　：3.16×10⁻⁵以上［W］」に改める。

○総務省告示第七十一号

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）第二十条第二項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第三百十五号（有線テレビジョン放送等の受信に影響を与えることが検知されないための技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十日　　総務大臣　新藤　義孝

第一項中「第二十六条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同項各号を次のように改める。

１　有線テレビジョン放送等の送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝送デジタル放送方式である場合にあっては、次項に定める方法により測定したビット誤り率（短縮化リードソロモン（204,188）符号による誤り訂正前をいう。以下同じ。）が１×10⁻⁴以下であること。

２　有線テレビジョン放送等の送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式又は標準デジタルテレビジョン放送方式である場合にあっては、次項に定める方法により測定したビット誤り率が１×10⁻⁴以下であること又は同項に定める方法により測定した妨害波のレベルが別図第二号から別図第八号までに示すスペクトルマスクの値以下であること。